

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

平成29年度(対象期間平成30年1月1日～平成30年4月30日)における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

(1) 派遣労働者の数	11人
(2) 派遣先の数	4社
(3) 派遣料金の平均額	44,366円
(4) 派遣労働者の賃金平均	23,834円 ※ 賞与割り当て金他、残業手当等の各種手当含む
(5) マージン率	42% ※ マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。
(6) 教育訓練に関する事項	情報セキュリティに関する集合研修、およびe-learningの実施 (それぞれ1回/年)
(7) 福利厚生に関する事項	年次有給休暇・定期健康診断

※ 弊社の派遣労働事業に従事するスタッフは原則として正社員（常時雇用）にて運営しております。